

審 第 2 9 5 4 号
答 申 第 2 8 0 号
令 和 4 年 1 月 2 7 日

千葉県公安委員会委員長 秋口 守國 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年7月8日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第274号

令和2年3月6日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月27日付け
〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決に
ついて

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和2年1月27日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年1月10日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月までの間に、〇□□△△の件で、〇〇警察署が児童相談所に児童通告した際に、児童相談所に送った行政文書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「児童通告書の副本 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け」（以下「本件文書1」という。）、「児童通告連絡票 作成日平成〇〇年〇〇月〇〇日」（以下「本件文書2」という。）、「児童通告書の副本 令和〇〇年〇〇月」（以下「本件文書3」という。）及び「児童通告連絡票 作成日令和〇〇年〇〇月〇〇日」（以下「本件文書4」といい、本件文書1から本件文書3までと併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

(3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和2年3月6日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、実施機関に確認したところ、本件審査請求の受付日から実施機関による弁明書の送付日までが、標準処理期間を大幅に超える102日となっていることについては、新型コロナウイルスによる感染拡大の影響により、実施機関内での処理の連携に滞りが生じた結果であるとのことであった。

(4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年7月8日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定について、開示請求に係わる個人情報を記録する行政文書の件名並びに開示しない部分及び開示しない理由に基づき黒塗り部分について開示を求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 開示しない理由として、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、警察官が児童虐待事案対応において調査又は判断した事項が記載されており、開示することにより、他の情報と照合することで児童虐待対応方針等が明らかとなるほか、関係者に誤解や憶測を招き、正確な情報の収集が困難になるなど、児童虐待対応業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するためとあるが、開示された内容より、対応した警察官が、明らかに虐待を誤認した情報を記載している。

誤認が明らかな以上、児童虐待対応方針が間違っているか、正しく伝えられていない疑いがあり、今後も多数の冤罪の被害者を生む可能性と、過剰な児童通告により、児相の対応能力をオーバーさせ、緊急で保護が必要な際の対応に支障が出るおそれがある。心理的虐待の過剰な通告は、円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本案件について、この理由を適用するのは不適當である。

また、誤認による心理的虐待の児童通告により、〇〇児童相談所（以下「本件児童相談所」という。）は、当該児童を危険から守るためと称し、毎日楽しく通っている幼稚園から連れ去り、0歳から5歳まで、一緒に過ごして来た我々〇〇と〇〇達から、急に強制的に引き離される原因となり、当該児童の心に一生残る深い傷を負わず決定を本件児童相談所所長に対し判断させる原因となったことは極めて遺憾である。本来児童相談所は、子供の心理的状态を鑑み、引き離さずに済む努力をすべきとの国の指針があるが、これらの児童通告書を必要以上に重要視することで、職権での保護を実行させる引き金となった。

本来、当該児童にとって不利益な対応をし、心理的に深い傷を負わせるという実質的な心理的虐待を本件児童相談所が行ったことが、社会的に糾弾されるべきであるが、その原因となったのが、今回の児童通告書の内容である。

(イ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

本件は、成り行きで〇〇クリニックに通うことになった〇〇が、誤って〇〇の薬を多量に処方され、一日中、だるさと眠気が取れない状態になった。たまたまパニック状態になった際に、110番通報し、応援を要請したものである。決して夫婦喧嘩や口論ではない。また、頻発していたわけでもない。間違って処方をされ、中毒状態に陥っている〇〇へ、断薬又は国立〇〇病院への転院を提案していただけであり、これは、「児童虐待の防止等に関する法律第2条4項に規定される心理的虐待」には、全く該当せず、面前DVとしての児童通告は不適当である。本件は、巡査部長が記載し、夫婦喧嘩と誤認している。

(ウ) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

本件は、巡査の報告であるが、内容が完全に間違っており、この間違いが、当該児童にとっての人生最大の悲劇を招いた。

まず、110番通報の「夫婦喧嘩。〇〇との口論。」とあるが、通報の音声録音を確認して頂ければ分かるが、その様な理由で通報していない。平成〇〇年のようなパニック状態になったのではと、心配し応援を求めて通報したものである。これを夫婦喧嘩と誤認している。しかも、実際は、警察官が到着する頃には、落ち着いており、夫婦喧嘩や口論を警察官が現認していたわけでもない。しかしながら、警察官は口論があったものと誤認し、「児童の面前での口論であることから、心理的虐待と認め、書面通告する。」とある。パニック状態で何か言っているのを、聞いていただけの私を、「口論」とするのは明らかに間違いである。口論は、2人以上で言い合いにならない限り成立しない。一方的に言われているだけの私が、DVで〇〇を訴えているわけでもないのにも関わらず、「口論」としたのは明らかな間違いである。また、この巡査は口論の現場すら見ていないにも関わらず、「心理的虐待と認め」としている。しかも、実際には、私は子供と一緒に〇〇から逃げるように離れており、二人とも、〇〇が実際はどのような状態だったのかすら見ていないのであるから、心理的虐待に該当するはずがない。児童虐待防止法（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）の定義を良く読んで欲しい。心理的虐待は、面前での口論で成立するのではなく、面前口論があまりにひどく、子供が精神的に参った状態を指すのである。面前口論が時には心理的虐待になることはあるが、面前口論イコール心理的虐待ではない。児童精神学者に聞けば、このことが正しいことは明らかである。

このような心理的虐待認定は、予防の観点からは、虐待の芽を摘む行為として容認される可能性があるが、実際は、心理的虐待の通報件数が増えすぎて児相児童福祉司が一人で100人以上担当し、対応し

きれない状況を生んでおり、それにより児相が稚拙な虐待認定により、子供を強制的に保護所へ隔離することを助長しており、子供の心に深い傷を負わせる結果となっている。このことは、児童福祉行政として極めて重大な問題であるばかりでなく、虐待認定は、刑事事件的要素を持つにも関わらず、疑わしきを全て罰する様な対応は、推定有罪であり公正な判断とは言えない。

また、児相は、一度虐待認定し保護した以上は、方針を崩さず、安易に保護解除しないようにしている。そうであれば、より一層、慎重な虐待認定が求められるのであるが、人員不足によりそのような状況にない。そのような中で、警察からの現認でもない「口論」を根拠とする、面前DVによる「心理的虐待」は、虐待を受けていないにも関わらず、強制的に施設に収容され、心に深い傷を負わされ、人生を狂わされる人間を生み出す原因になっている。しかも、保護後、ひどい時には、数か月、数年、18歳まで家に帰れない状況になり、その人の人生を左右されることになるのだ。

(エ) 今回の2件の児童通告書は、前記のような行政上の問題点を示唆するものであり、極めて重要な資料である。本案件は、千葉県議会にて〇〇月〇〇日、知事に対して質問が行われており、今後も検証がなされていく。

また、審査請求人は、〇〇会理事、千葉県支部長、千葉県登録里親として、児童福祉について真剣に取り組んでいる者であり、このような誤認案件を容認し、闇に葬り去ることはできない。既に千葉県議により、関連省庁に対し、本件による問題点を報告済みである。

明らかな誤認の通告により、当該児童、一人の人間の人生が大きく狂わされたことを重要視し、再発防止のための資料として、黒塗り部分の開示を求める。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 弁明の趣旨について

本件は、本件児童相談所が0歳から5歳まで適切に養育された児童に対して、当該児童の意思に反し、安全を確保するという名目の下、強制的に幼稚園から連れ去り、当該児童が幸せに日々暮らしていた事実を虚偽の報告を児童福祉司及びグループリーダー（当時）、現調査課課長、調査課課長（当時）現〇〇児相調査課課長（以下「本件児童福祉司等」という。）らの供述をもとに、本件児童相談所所長（当時）現〇〇児童相談所所長（以下「本件所長」という。）が虚偽報告を正当化するため、当該書類を利用した疑いがあり、この不適切な対応を明らかにするため、

千葉県警察に協力して頂きたく審査請求を行っているにも関わらず、却下すべき内容を出すとは、国民の理解を得られない残念な回答である。

本年〇〇市で生後10ヵ月の女兒が衰弱死するというネグレクトによる虐待死事件に際し、千葉県は、個人情報保護を理由に虐待死事件の情報を非公開としていたことが、マスコミ等を通じ、千葉県議会でも問題になった。県児童家庭課（課長）の独断で、「一切の情報を開示しない」といった不適切な方針を決めていたように、千葉県の児童福祉行政は、職員の実ミスを一切公表しようとはせず、職員の実ミスにより、虐待すら受けていない子供達が、安全上問題があるとして、強制的に親子分離させられ、子供は深い精神的ダメージを児童相談所の親子分離により負い、面会できない理由も「大人を怖がっている」と児相職員の親子分離により、精神疾病を発病し、それを隠す目的とそれを、保護者のせいであると報告を上げるような対応をしていると疑わざるを得ない状況である。

実際、虐待通報件数は、警察からの児童通告が群を抜いており、この通告を元に、児童相談所職員の稚拙な判断により、安易に安全面で緊急性のない子供をいかにも危険であるかのような後付けのほとんど虚偽の内部報告書を付けて、保護していることが明らかになってきた。本件の黒塗りに関しても、児童虐待防止法第2条に定義される児童虐待の条文において、4項の心理的虐待は、児童に対しての直接のダメージ（先ほどの児相の親子分離含む）又は児童での面前DV等の暴力行為であるが、本件の黒塗り事件には、全く暴力行為が存在せず、父、母ともに暴力の被害を訴えていないものを、面前DVとしている点で、法律の拡大解釈を千葉県警察は行ってしまっている。この誤りを是正し、行き過ぎた親子分離により、子供が一生残る心の傷を、児童相談所から受けることを防ぐ措置が急務である。

また、審査請求人は、警察官や連絡先などの情報についての黒塗りを開示するようには一切求めていない。前記の児童相談所による、誤った児童虐待の対応を是正するため、既にこの文書は県議会議員に渡し、問題改善のために尽力中である。したがって、「児童虐待対応方針等が明らかとなる」については、既に、現状誤った虐待対応方針が明らかになっている今、これを開示しないことこそが、隠蔽行為に当たると言わざるを得ない。開示の目的が「児童の最善の利益」である児童福祉行政の改善であり、当該弁明書に記載している全ての法令、方針に照らし合わせても、開示は正当化されなければならない。

今回の案件に関しても、問題は、職員の実ミスを外部に漏れないように対応している千葉県の児童福祉行政であり、千葉県警の責任ではない。警察関連の情報以外は開示して千葉県警の責任ではない証拠を議員らに

示す目的においても、千葉県警の利益につながるのは間違いない。

また、開示することで「誤解や憶測を招き」とあるが、明らかに開示しないことが誤解や憶測を招き関係者に対して不利益な印象を国民に与えるものである。したがって、棄却するのは国民目線から適当ではないのは明らかである。

イ 事案の概要について

「平成〇〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までの間に、〇〇〇△△の件で、〇〇警察署が児童相談所に児童通告した際に児童相談所に送った行政文書」に記載の中にも誤りがあることすら気が付いておらず、千葉県警の児童虐待の通告の精度に問題があることを示唆しており、当該弁明書は、千葉県の児童福祉行政改善のために、議員を通じ、関係省庁に対して改善を求めるための証拠となる。

ウ 処分内容及び理由について

(ア) 処分の内容について

記載内容の精度について指摘した通り問題がある内容であるが、その日付が正しいという証拠の提出はないものと思われ、そもそも、我々が日付も含め信憑性を確認させて頂くためにも、全て黒塗りにする必要はなく、個人情報以外の部分は開示すべきであった。条例に関しては、審査請求人が所属するような〇〇会、及び、連携している議員と共に、児童福祉行政の改善という目的で使用するのであれば、公益性が高いと言わざるを得ない。千葉県の児童福祉行政の隠蔽体質については、〇〇市乳児死亡事件において、〇〇市について個人情報保護の観点から「一切の情報開示をしない方針」を伝え、マスコミ、及び千葉県議会で追及されているとおりであり、児童福祉行政の改善の目的のため、関係がない氏名、電話番号を除き、開示すべきであることは明らかであり、条例は、公益性のあるものについての公開を制限するような条文は一切見当たらない。

(イ) 不開示部分及び理由について

a 本件文書1

(a) 後記4 (3) ア (ア) について

警察官の氏名は児童福祉行政の改善に必要がないため、開示する必要はない。

(b) 同 (イ) について

内線番号は、児童福祉行政の改善に必要がないため、開示する必要はない。

b 本件文書2

(a) 後記4 (3) イ (ア) について

警察官の氏名は児童福祉行政の改善に必要がないため、開示する必要はない。

(b) 同 (イ) について

個人識別することができる情報以外が記載されているのであれば、開示されるべきであり、個人識別部分のみ黒塗りで十分である。

(c) 同 (ウ) について

事件化も何も、当該児童は本件に何ら関わりもなく、また、父母のDVと警察官が判断するも、どちらも被害届すら出しておらず、開示しない理由になっていない。むしろ児童相談所に誤解を与えるような表現をした可能性すらあるため、今後の児童福祉行政改善のための公益を有するため開示すべき情報であり、条例に該当するとは言えない。審査請求人は〇〇会の一員として児相福祉行政改善のため、地方議会議員及び国会議員、厚生労働省、法務省などと連携しており、開示することこそが、逆に「児童虐待対応業務の円滑な遂行」につながるものであり、本審査請求の結果に関わらず、このような見解を千葉県警が持っていることが明らかになった以上、関係省庁含め改善を求めていく。

(d) 同 (エ) について

同 (エ) a については前記 (c) と同様であり、審査請求人は極めて公益性の高い活動を行っており、条例で情報開示を規制されるべきものではない。また、このような弁明をした本書類を持って、関係省庁に改善を求めていく。

同 (エ) b については、連絡先の番号であるということで児童福祉行政改善に関係がないため開示不要。

c 本件文書3について

(a) 後記4 (3) ウ (ア) について

警察官氏名は、児童福祉行政改善に不要なため、開示不要。

(b) 同 (イ) について

内線番号は、児童福祉行政改善に不要なため、開示不要。

d 本件文書4について

(a) 後記4 (3) エ (ア) について

警察官氏名は、児童福祉行政改善に不要なため、開示不要。

(b) 同 (イ) について

児童の被害状況は全くなかったことが明らかであり、児童虐待防止法第2条で定義される児童虐待における虐待の条文に該当する事象すらなかったことが明白である。心理的虐待は、児童に対

しての直接の一生心に傷が残る深い傷であり、先に記載したとおり、児童相談所が軽微な虐待の疑いに対して安全を確保した上で調査するとして、強制的な親子分離を行うことこそが「心理的虐待」であり、緊急性のない案件の保護を止めさせなければならないが、本件の児童通告書を元にそのような判断を本件所長が行ったことが明らかになっており、当該児童通告時の健全な子供の状態に、本件児童相談所が稚拙な対応で当該児童の将来の夢を奪い、楽しみにしていたスイミングスクールに行く権利も奪われた。このような児童相談所による実質的な児童虐待が日常的に行われていることを我々〇〇及び議員は掴んでおり、本件児童相談所は、このような審査請求人に対して、対話を拒否し、「済んだこと」と虚偽内容についての確認を頑なに拒否するなど、児童福祉のため、「児童の最善の利益」に尽力すべき立場のものが、明らかに、当該児童の最善の利益など興味がないような対応を取るなど、資質が問われる状況にある。

児童の本当の最善の利益のため、児童福祉行政を改善するのが我々の目的であり、そのための開示であるため、公益が高いと言わざるを得ず、千葉県警の主張する条例に該当するとは言えない。むしろ開示しないことは、〇〇市女児虐待死事件におけるマスコミや、議員に追及されている千葉県児童福祉行政の隠蔽体質に加担することになり得る。今回の審査請求の結果に関わらず、関係省庁に対して改善を求めていく。

(c) 同(ウ)について

「警察官が児童虐待事案対応において調査又は判断した事項が記載されており」とあるが、児童虐待防止法第2条に定義される児童虐待に明らかに当てはまらないケースについて誤った報告をした結果をこのように黒塗り部分で本件児童相談所に通告した内容で、当該児童が本件児童相談所から受けた不利益の原因となった部分である。黒塗りにせずとも既に「児童虐待対応方針が明らか」になっており、この説明は矛盾する。また、この部分を黒塗りにすることで、〇〇警察が客観的に責任を追及されかねない状況になると推測する。本来であれば、この内容を全面的に正しいとして、本件児童相談所が過去に持っている記録と照合すれば辻褄が合わない内容を、本件児童福祉司等がこじつけの経過報告書を作り、さらには、警察官と児相職員が宅内に入り安全確認したにも関わらず、本件所長名で出した行政不服審査に対する弁明書内で、「施錠して対応を拒否」と虚偽を持って、緊急保護をしな

ければならないとするなど、本件児童相談所が国民の信頼を失う行為を行う原因となり、令和〇〇年〇〇月の千葉県議会でも質問に上がっている事項である。既に黒塗りが原因で「関係者に誤解や憶測を招き、正確な情報収集が困難になる」状態にしており、黒塗りにする意味がない。また「児童虐待対応業務の円滑な遂行」は、我々〇〇及び、議員が適切な対応に改善するため、厚生労働省にも既に何度も情報提供しているなどしており、非常に公益性の高いものであり、「個人情報保護条例」に該当することなどあり得ない。完全に的外れな定型文の弁明であり、当該事件の背景や、審査請求人が、議員と共に活動する〇〇会の一員であることすら理解できておらず誠に遺憾である。

エ 審査請求の趣旨及び理由（要旨）について

（ア）趣旨について

開示を求めていることは事実であるが、審査請求人が公益性のある団員で有ること、実際に議員と連携し、児童福祉行政改善のため、本件に関わる情報を持って関連省庁へ改善を働きかけていること、関連事件についても、令和〇〇年千葉県議会で質問されている極めて公益性のある情報であり、公益性のある情報の公開については条例にて規制する条項が一切ないことを付け加える。

（イ）理由について

このような単純に全ての黒塗り部分を開示せよとは主張しておらず、警察官の名や電話番号など関係がないものについては開示の必要はない。その他の黒塗り部分は児童福祉行政改善に努める審査請求人にとって関連省庁と話をする際に論点が容易になること、公益性があるものであるから開示すべきであり、そのような目的での開示であれば、明らかに条例で規制しているはずもなく、千葉県警の弁明書全体が、完全に的外れな弁明となっており、審査請求人の請求の趣旨すら理解できておらず、甚だ遺憾である。まるで興味本位にて開示請求をしている輩と同類の扱いで条例を適用するのは完全に間違いであると主張する。

オ 弁明の内容について

（ア）本件対象文書の特定について

特定はしているようだが、「平成〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月までの間に、〇〇〇△△の件で、〇〇警察署が児童相談所に児童通告した際に、児童相談所に送った行政文書」の中にも誤った記載があるなど、そもそも、千葉県警の児童虐待通告に対しての精度に問題があることがここでも明らかになっており、関係省庁に改善を求めるべ

く対応する。

a 後記4(4)ア(ア)について

審査請求人は、児童通告の是非を一切追及していない。児童虐待防止のため、児童福祉行政の改善のための公益性のある情報については開示すべきであると主張しており、そもそも児童虐待防止法第6条第1項を持ち出すこと自体が、論点がずれており児童虐待防止のための千葉県警の対応が、これまで指摘されている千葉県の児童福祉行政の隠蔽体質に沿うことを認めていることになり、極めて不自然な記載である。

また、千葉県警が「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも」と自身で認めているとおり、この通告書では、児童虐待防止法第2条4項の心理的虐待の定義に反するDVも報告されていないにも関わらず、面前DVを認めると警察官が記載していることから、「虐待の事実が明らかではない」児童通告を行ったことを裏付けるものである。また、審査請求人は、この「虐待の事実が明らかではない」当該児童通告書の是非については、一切関知しておらず、このような記載をしていること自体が、児童福祉行政の問題点を理解しておらず、本件の専門家である審査請求人に対して黒塗り部分の不服に対しての弁明に全くなっていない。

警察からの通告に対しては、審査請求人は一切非難していない。問題は、明らかに当該巡査が面前DVが存在しないにも関わらず面前DVと明記し、巡査の「心理的虐待である認め」の記載は、児童虐待防止法第2条4項に定義される心理的虐待はよほどのDVでなければ、児童への心理的虐待になり得ないにも関わらず、「認め」とあたかも「現認」したかのような記載を行っているが、その前の主語と述語の関係すら怪しい日本語から見ても、法律で定義されている心理的虐待を「現認」している事実はない。ところが、本件児童相談所は無責任にも、本来虐待の認定は「警察官」ではなく、「児童相談所」であるが、この通告を持って、重要な心理的虐待が確実の存在した「証拠書類」として扱ったのは明らかである。本件児童相談所は、この「致命的なミス」を隠蔽するためにも審査請求人を虐待者の悪者にする他がなく、虚偽の経過報告による緊急性のでっちあげ、及び一時保護実施による全ての関係遮断を計ったものと推測される。本件児童相談所の、本件児童福祉司等及び本件所長の稚拙な調査と、危険性の捏造による強制的な施設収容による当該児童に対して、彼らが本当の心理的虐待を加えた事実である。〇〇さん虐待死の検証委員会副委員長を務めた〇〇教授に議員を通して、

本件について話をした際も、この分離がその子に与える心理的状況を考えるとあり得ない対応だと涙ぐんでいたように、学識経験者からも、本件児童相談所の対応は明らかにおかしいと指摘されている。それを明らかにするための開示であり、県議会委員、国会議員、厚生労働省、法務省が絡んでおり、公益性がある情報と言わざるを得ず、条例にはそのような目的に対して情報開示を拒否しても良いことを示す条文はどこにも存在しない。

b 後記4(4)ア(イ)について

通告の根拠となる規則や平成25年6月17日付け小発第229号等の説明は、本件黒塗りに全く関係がなく、弁明書として何を弁明しているのか理解できない。「児童相談所との更なる情報共有や連携強化を図った」結果、千葉県の児童通告の件数のほとんどが千葉県警からのものが占めるようになり、結果として児童相談所職員が対応しきれない件数になってしまった。これは、前記の弁明書の説明にあるとおり、本件のような児童が危険にさらされていないのが明らかなケースまで、過剰に通告した結果であり、弁明書で自慢げに記載すること自体間違っている。このような千葉県警の対応については、既に国会議員を通じて厚生労働省に報告済みである。また、本件のように、過剰な連携が、当該児童の幸せな日常が奪われるという結果になった原因であり、特に巡査が心理的虐待を現認していないにも関わらず「心理的虐待と認め」など、認める必要はなく、疑いのみで児相に報告していれば、このような悲しい事件は起こらなかったのは事実である。

(イ) 決定の妥当性について

審査請求人は、全面的な処分の取り消しを求めているのではなく、児童福祉の改善の目的により、警察官氏名、電話番号、その他個人名以外の、明らかに本件児童相談所が当該児童の最善の利益を無視し、職員の稚拙な対応を隠すべく、一切の情報開示を拒否し県議会で追及されてもなお、「済んだこと」とする本件児童相談所の不適切な対応を関係省庁に提示し、改善を求める目的のものであり、単純に処分の取り消しを求めているが、それすら、千葉県警は理解できておらず、大変遺憾である。

a 後記4(4)イ(ア)について

印影、担当者の官職氏名等の開示は求めておらず、的外れな回答である。目的は児童福祉行政の改善であり、本件児童相談所職員が、不適切な認識をした原因の情報を確認するだけであり、この部分には、条例に関係がなく開示を求めない。

しかしながら、公益性のある目的においては、条例は情報開示について制限をする文言は一切ないことを付け加えておく。

(a) 同 (ア) a について

前記で繰り返し指摘しているとおおり、氏名等情報についての開示は求めている。

(b) 同 (ア) b について

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定と千葉県警が主張するとおり、まさしく本件は当該児童が本件児童相談所から心理的虐待を受け、心身の健康を奪われ、幸せに毎日幼稚園に通い、楽しくスイミングスクールに通う生活を奪われた事件を追及するために、使用しているため、開示すべき情報である。令和〇〇年〇〇月議会での議員の質問でも触れられているとおおりであり、明らかに間違った部分がある当該児童通告書を、本件児童相談所職員、本件児童福祉司等及び本件所長らが、全面的に正しいとし、本件所長名にて、行政不服審査請求書の弁明書に虚偽の経過を記載したことが明らかになった。このような児童の利益が侵害されており、権利の回復のために使用する目的であるにも関わらず開示しない理由は存在しない。開示することの必要性は認められないとするのであれば理解不足であることは明らかであり、議員を通して関連省庁に改善を求めるだけである。

(c) 同 (ア) c について

そもそも、氏名等の個人情報開示を求めておらず、同 (ア) b の弁明と共に、開示の意味を理解しておらず、弁明も全く的外れであり、個人情報保護の保護されるべき人間が保護されていれば問題がないのであり、このような個人名の情報を開示せよとは一切要求するつもりはない。千葉県警の弁明書がテンプレートに沿った定型文にて本件の裏にある、本件児童相談所が行った、児童通告書の明らかに事実ではないことを、無理やり事実とこじつけた件についての追及するための情報開示であり、そのような主旨も理解しておらず、千葉県警の児童虐待対応の理解度、精度が推測できる。この点についても議員を通じ、関連省庁に報告せねばならない。

(d) 同 (ア) d について

前記 (b) と同様で、千葉県警は事件背景を全く理解せず、場当たり的に弁明書を作成したことが伺え、「一般的には」などと、条例の趣旨に反する、保護すべき目的をはぐらかす法的根拠が感

じられない弁明を行っている。本件は、当該児童通告書の明らかに間違った記載部分を、本件児童相談所職員、本件児童福祉司等及び本件所長らが、無理やり正しいとこじつけたことにより、当該児童が本件児童相談所から心理的虐待を受け、心身の健康を奪われ、幸せに毎日幼稚園に通い、楽しくスイミングスクールに通う生活を奪われた事件を追及する目的からすれば、おおよそ、一般的などと軽く扱うことは不相当であり、条例の本来の目的を理解しているとは言い難い。また審査請求人の利害は児童福祉の改善という公益性の高いものであり、それは〇〇会及び、議員が支援していることより明らかであり、一律に排除する理由には該当しない。また「氏名等情報を審査請求人が既に知っているのか明白ではなく」というのは、弁明者が確認する努力を怠っている証拠であり、審査請求人は公益性のあるものである。従って「記載された審査請求人以外の個人と審査請求人の利害が共通している立場にあるとはいえない」と断言しているのは明らかな誤りであり、弁明として不適切である。

(e) 同 (ア) e について

指摘している通り、千葉県警は背後の事件を全く理解できておらず、全て一般的な事例として形式的な回答のみになっており、条例の趣旨に反する解釈を行っているのは明らかである。そもそも、氏名等の個人情報に関しては必要ないので開示すら求めている。意味のない弁明である。

b 後記4 (4) イ (イ) について

前記で再三記載した通り、氏名等の情報は不要であり開示する必要は全くない。児童福祉行政改善のための目的であり、そのような情報を要求してもいない。このような弁明をしていること自体が、本件の背後の公益性について、千葉県警側が理解しようともしていない姿勢すら感じられる。

c 後記4 (4) イ (ウ) について

被害届 (事件化) の有無欄については、隠すまでもなく、誰も被害届を出していないし、子供も被害を訴えているどころか、□□、△△大好きと言っていた。

(a) 同 (ウ) a について

状況から容易に推定できる情報について、隠しても意味がない。既に明らかな情報を、無理に非開示にする理由を説明すればする程、本件を見た第三者は、逆に推測による誤解や疑念を千葉県警察に持つことになりかねない。国会議員や厚生労働省などに提出

し、児童福祉行政改善に使用することになるので、公益性があり、「個人情報保護条例」により制限すること自体あり得ない。

(b) 同 (ウ) b について

我々は児童福祉行政改善のために活動しており、そもそもこの条例によって制限されることはない。しかも、「犯罪」などと弁明に記載しているが、本件のどこにも刑法に該当するような事象はない。巡査が誤って「現認」したという「心理的虐待」でさえ、刑事罰に当たるようなことはない。全く的外れな弁明である。

(c) 同 (ウ) c について

既に巡査が誤って心理的虐待を「現認」と書いたことで十分、我々児童虐待防止及び、児童福祉行政改善に尽力する者の警察に対する信頼が失われかねない状態にも関わらず、このような弁明で良いのか、このような弁明をすることこそが、児童福祉行政に対する警察の在り方が国民の信頼を裏切るのではないだろうか。

(d) 同 (ウ) d について

巡査が見てもいない面前DV、しかも口論自体は、児童虐待防止法第2条4項に定義される心理的虐待には全く該当するはずがないにも関わらず、児相職員ではなく、当該巡査が「心理的虐待と認める」と不適切な「現認」を、審査請求人のような児童福祉行政をよく理解した人間に対して行った上、その背景を理解ししようとせず、「決定に誤りはない」と、ここで断定するのはいかなものか。

d 後記4 (4) イ (エ) の妥当性について

そもそも、児相からの連絡先は開示不要である。

(a) 同 (エ) a について

前記 (イ) a の弁明に対する反論と同じである。警察官以外の個人情報 は 全て 把握 しており、黒塗りにする意味もない。

(b) 同 (イ) について、

前記 (イ) c の弁明に対する反論や、そもそも「個人情報保護条例」には我々のような議員と連携して児童虐待や児童福祉行政の改善に取り組む者に、情報を開示してはいけないとの条文は一切ない。我々が活動している背景を知ろうともせず、無視した上での弁明である。また、巡査が見てもいないDV及び見てもいない口論被害届すら出ていないDVを面前DVで「心理的虐待」と「現認」したかのような報告が、当該児童の幸せを奪う結果につながったことを重く見るべきである。ただし、全ての責任は本件児童相談所の稚拙な対応であるが、弁明書で連携や、警察業務へ

の信頼など、数多く繰返し、反省が感じられない。児童相談所に間違った対応の原因となる書面を送付したのは事実であり、それを黒塗りにして〇〇員で議員と共に児童福祉行政改革に取り組む審査請求人に開示し、その黒塗りの理由をこのような弁明で終わらそうとしていることこそ、千葉県警の信頼を失墜させることになりかねず非常に残念である。

(c) 同 (エ) cについて

これまでの弁明に対する反論の通り、「不開示とした決定に誤りはない」と断定するのはいかがであろうか。条例は、公益性のある者に対して開示を制限する条文は一切ない。また、〇〇員として議員と連携して児童福祉行政改革を行っていることを敢えて知ろうとしておらず、型通りの行政不服審査の弁明書で却下しようとするところこそが、千葉県警の信頼失墜につながるのではないだろうか。当該審査の結果も当然議員を通じ、今後の千葉県警の児童虐待の対応について関係省庁に報告し改善を求めていくこととなる。誰が見ても巡査の見てもいない、被害届も出ていない面前DV、口論を児童虐待防止法第2条4項の心理的虐待と認めたという明らかな法解釈の誤り。正しくは、心理的虐待につながる可能性がある。心理的虐待が行われていた、又は起こる可能性があるとし、「口論」自体は、全く該当しないことすら理解できていなかった。この児童通告を本件児童相談所は鬼の首を取ったかのように、虐待だと騒ぎ、緊急性を偽装し、保護と称して当該児童の幸せを奪ったのである。

e 後記4 (4) イ (オ) の妥当性について

電話番号等は黒塗りで全く問題がない。関係省庁もこのような部分は黒塗りで全く気にしない。児童福祉行政の実態を知るのに必要のない情報である。ただし、上述の状況から自信を持って「不開示とした決定に誤りはない」と断言するのはどうか。審査請求人が公益性のある者であることを知ろうとしなかった上、条例を理由にしている所は適切と断言して良いのだろうか。〇〇市の虐待死事件の際に千葉県が個人情報保護の観点に基づき一切の情報開示をしない方針が明らかになったが、法解釈上おかしいとの指摘を受けていた。今一度、公益性のある者への対応について真剣に考えて欲しい。

(ウ) 後記4 (4) ウについて

「対応した警察官が、明らかに虐待を誤認した情報を記載している。誤認の通告により当該児童の人生が大きく狂わされたことを重要視し、

再発防止のための資料として、黒塗り部分の開示を求める」と認識しているのであれば、明らかに公益性のある情報で有ること、審査請求人が公益性のある〇〇員で有ること、議員と連携して児童福祉行政改善のために活動していることから、「個人情報保護条例」はそのような公益性のある情報の開示を制限していないことは明らかであり、先の〇〇市の虐待事件同様に、条例の解釈を誤っていると言わざるを得ない。したがって、弁明に「個人情報保護条例」を全面的に出して来たことから明らかなように、不開示の理由には該当しない。条例は、行政の改善活動に尽力する者に対して情報開示を制限するようなことは全くなく、条例の制定の趣旨を今一度確認して頂きたい。興味本位や、只の知る権利を主張しているのではなく、児童福祉行政改善という公益性のある目的を掲げている以上、今回の弁明書の主張は明らかに誤っている。

カ 結論について

「本件処分は、適法かつ妥当であると考え」というのは明らかに間違いである。公益性のある目的に対して、「個人情報保護条例」を持ち出し「適法」とするのは間違いである。先の〇〇市の虐待死にて、千葉県が個人情報保護の観点から一切の情報開示をしない方針で、マスコミ、議会、専門家から間違いであると指摘を受けた。個人情報保護法制に詳しい〇〇大学の〇〇教授は、「県の対応は法的根拠に乏しい、悪質な隠蔽と取られても仕方がない」と批判していた。また、この個人情報保護を理由に情報非開示としたのは、条例を所管する審査情報課に条例を適用できるかどうか確認することなく、児童家庭課（課長）独断で方針を決定していたことが明らかになり、千葉県の児童福祉行政の隠蔽体質を国民に印象づけることとなった。審査情報課は、「個人情報保護と公益性の両方の観点に配慮するべきだ」とした。このことから、我々のような公益性のある目的に対して「個人情報保護条例」を全面に出し「適法かつ妥当である」とすることは、そもそも個人情報保護法制から、「適法」と言えないため、不自然である。「悪質な隠蔽と取られても仕方がない」と批判される千葉県の児童福祉行政、弁明書に彼らとの「連携」などと記載があったが、彼らの結託し、「悪質な隠蔽と取られても仕方がない」というような開示拒否がしたかったのか。このような弁明こそが、千葉県警の信頼を失墜させるものであり残念である。せめて、審査結果で信頼を取り戻して頂くことを願うばかりである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分の内容

実施機関は、本件決定の通知書により、審査請求人に対して、本件文書の一部を開示とする本件決定を行った。

(3) 処分の理由

ア 本件文書1

(ア) 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）に該当

決裁欄の係長以下の印影、決裁欄外の印影及び担当者の官職氏名欄の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第17条第6号に該当

担当者の官職氏名欄の内線番号

一般に公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線番号の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ 本件文書2

(ア) 条例第17条第2号及び警察職員規則に該当

決裁欄の係長以下の印影及び決裁欄外の印影

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第17条第2号に該当

その他の参考情報欄

開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため。

(ウ) 条例第17条第2号、第4号及び第6号に該当

被害届（事件化）の有無欄

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、事件化に関する事項が記載されており、開示することにより、他の情報と照合することで事件化の着眼点等が推認されるなど、将来の捜査に支障を生じるおそれがあるほか、関係者に誤解や憶測を招き、正確な情報収集が困難になるなど、児童虐待対応業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(エ) 条例第 17 条第 2 号及び第 6 号に該当

a 児童の被害程度欄、加害者の性格・行状等欄、過去の通報回数欄及びDVに係る心理的虐待の場合欄

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、警察官が児童虐待事案対応において調査又は判断した事項が記載されており、開示することにより、他の情報と照合することで児童虐待対応方針等が明らかとなるほか、関係者に誤解や憶測を招き、正確な情報の収集が困難になるなど、児童虐待対応業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

b 児相からの連絡先欄の電話番号

開示請求者以外の個人に関する情報を誤って記載しており、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

ウ 本件文書 3

(ア) 条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当

決裁欄の係長以下の印影及び担当者の官職氏名欄の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第 17 条第 6 号に該当

担当者の官職氏名欄の内線番号

一般に公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線番号の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ 本件文書 4

(ア) 条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当

決裁欄の係長以下の印影

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第 17 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号に該当

被害届（事件化）の有無欄

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、事件化に関する事項が記載されており、開示することにより、他の情報と照合することで事件化の着眼点等が推認されるなど、将来の捜査に支障を生じるおそれがあるほか、関係者に誤解や憶測を招き、正確な情報収集が困難になるなど、児童虐待対応業務の円滑な遂行に

支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(ウ) 条例第17条第2号及び第6号に該当

児童の被害程度欄、加害者の性格・行状等欄、過去の通報回数欄及びDVに係る心理的虐待の場合欄

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、警察官が児童虐待事案対応において調査又は判断した事項が記載されており、開示することにより、他の情報と照合することで児童虐待対応方針等が明らかになるほか、関係者に誤解や憶測を招き、正確な情報の収集が困難になるなど、児童虐待対応業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(4) 弁明の内容

ア 本件文書の特定

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める「平成〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月までの間に、〇〇〇△△の件で、〇〇警察署が児童相談所に児童通告した際に、児童相談所に送った行政文書」について、本件文書と特定した。

(ア) 児童通告について

児童虐待防止法第6条第1項は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」旨規定され、児童虐待の被害児童を通告する根拠となっている。

通告の対象となる児童は、「児童虐待を受けたと思われる児童」であり、虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、子どもの福祉に関わる専門家の知見によって児童虐待が疑われる場合はもちろんのこと、一般人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなる（厚生労働省発行「子ども虐待対応の手引き」より。）

同条第2項は、「前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。」旨規定され、児童福祉法第25条の規定に基づく要保護少年の通告手続き等が児童虐待のケースにも適用されるものである。

(イ) 本件文書について

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第38条第2項において「要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められるときは、

長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告するものとする。」旨規定されている。

これにより、警察において、少年を要保護児童（児童福祉法第6条の3に規定する「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」をいう。）として、児童相談所に通告する必要があると認めたときは、取扱警察署の所在地を管轄する児童相談所に通告する。

また、児童虐待防止法の通告対象となる「児童虐待を受けたと思われる児童」の通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなすことから、要保護児童の通告と同様に児童通告書により行うこととなる。

さらに、実施機関では、児童通告書の記載事項に関して、通告要件の不備や欠落を防止するとともに、適正かつ円滑な事務手続きに資するため、「児童通告に係る適正業務の推進について」（平成25年6月17日付け少発第229号）に基づき、児童通告連絡票を作成して、児童相談所との更なる情報共有や連携強化を図っているものである。

イ 決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、処分の取消しを求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

(ア) 条例第17条第2号及び警察職員規則該当の妥当性

本件文書1の決裁欄の係長以下の印影、決裁欄外の印影及び担当者の官職氏名欄の氏名

本件文書2の決裁欄の係長以下の印影及び決裁欄外の印影

本件文書3の決裁欄の係長以下の印影及び担当者の官職氏名欄の氏名

本件文書4の決裁欄の係長以下の印影（以下、これらの不開示部分を「氏名等情報」という。）

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。また、条例第17条第2号は、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨規定している。

氏名等情報は、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、条例第17条第2号のただし書該当性について検討する。

- a ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外とする規定であるが、氏名等情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、氏名等情報については、ただし書イには該当しない。

- b ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。」とするものであるとされており、氏名等情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活、又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、氏名等情報については、ただし書ロには該当しない。

- c ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示する規定である。

ただし、括弧書により「(警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。)」と規定しており、警察職員規則第1号において「警部補以下の階級にある警察官」、第2号において「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」の氏名については開示しなければならない対象から除外とすることを規定しており、氏名等情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名で、警察職員規則で定める警察職員であることから、ただし書ハには該当しない。

- d ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であるが、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請

求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはなく、当該情報は開示されるものである。

氏名等情報を審査請求人が既知っているか明白ではなく、氏名等情報に記載された審査請求人以外の個人と審査請求人の利害が共通している立場にあるとはいえない。

したがって、氏名等情報については、ただし書ニには該当しない。

e 以上のとおり、氏名等情報を不開示とした決定に誤りはない。

(イ) 条例第17条第2号該当の妥当性

本件文書2の「その他参考情報」欄

条例第17条第2号の趣旨は、前記(ア)に述べたとおりである。

不開示とした「その他参考情報」欄は、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

よって、「その他参考情報」欄について、条例第17条第2号本文に該当し、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当するとは認められないことから、不開示とした決定に誤りはない。

(ウ) 条例第17条第2号、第4号及び第6号該当の妥当性

本件文書2の「被害届(事件化)の有無」欄

本件文書4の「被害届(事件化)の有無」欄

a 条例第17条第2号の趣旨は、前記(ア)に述べたとおりである。

不開示とした「被害届(事件化)の有無」欄は、児童虐待事案の事件化に関する情報が記載されており、被害者と加害者双方に関する情報である。

ここでいう被害者及び加害者は、当該情報が記載された対象文書の被害児童欄及び虐待者欄に記載された個人を示し、審査請求人をして本件児童虐待事案の当事者であることから、それらの個人名については対象文書内において開示されている。

条例第17条第2号本文の「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別できるものとしているが、さらに「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とし、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものについても「特定の個人を識別できるもの」としている。

「被害届(事件化)の有無」欄に関しては、不開示とした当該情

報のみでは特定の個人を識別することはできないが、先述のとおり同欄に関係する被害者及び加害者情報については、その個人名が対象文書内において開示されており、それら開示情報を照合することで特定の個人が識別することができるものとなる。

よって、「被害届（事件化）の有無」欄については、条例第17条第2号本文に該当し、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当するとは認められない。

- b 条例第17条第4号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることのないよう、不開示とする犯罪予防情報の要件を定めたものである。

本号にいう「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報は、その性質上、開示、不開示の判断に犯罪等に関する将来予測として専門的、技術的判断を要することなどの特殊性が認められる場合には、不開示となるものと解されている。

不開示とした「被害届（事件化）の有無」欄は、児童虐待事案の対応過程で収集した情報から、事件化について実施機関が総合的に判断した結果等が記載されており、この情報を開示することにより、虐待事案に関する事件化の着眼点等が推認されるとともに、これを知り得た者が児童虐待事案の当事者となった場合、検挙の対象とならないような対応を取るなどのおそれが認められ、その結果、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、同号に該当することは明らかである。

- c 条例第17条第6号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

不開示とした「被害届（事件化）の有無」欄は、仮に開示がなされるとした場合に、秘密厳守を前提に聴取した関係者の警察に対する信頼が失われるとともに、今後児童虐待事案の申告をしようとする者が自分自身の情報も同様に公開され、児童虐待の事件化の事実が関係者に判明するのではないか等といった不安を抱いて、発言を

差し控えることとなり、今後の児童虐待事案対応において正確な情報収集が困難になるおそれが認められ、その結果、児童虐待対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第6号に該当することは明らかである。

d 以上のとおり、本件文書2及び本件文書4の「被害届（事件化）の有無」欄を不開示とした決定に誤りはない。

(エ) 条例第17条第2号及び第6号該当の妥当性

本件文書2の「児童の被害程度」欄、「加害者の性格・行状等」欄、「過去の通報回数」欄、「DVに係る心理的虐待の場合」欄及び「児相からの連絡先」欄の電話番号

本件文書4の「児童の被害程度」欄、「加害者の性格・行状等」欄、「過去の通報回数」欄及び「DVに係る心理的虐待の場合」欄

a 条例第17条第2号の趣旨は、前記（ア）に述べたとおりである。

不開示とした各欄は、開示請求者以外の特定の個人に関する情報が記載されているもの、及び、不開示とした当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、先述のとおり同欄に係る被害児童、保護者及び虐待者情報については、その個人名が対象文書内において開示されており、それら開示情報と照合することで特定の個人が識別することができるものとなる。

よって、各欄については、条例第17条第2号本文に該当し、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当するとは認められないことから、不開示とした決定に誤りはない。

b 条例第17条第6号の趣旨は、前記（ウ）に述べたとおりである。

不開示とした各欄は、警察官が児童や保護者等から事情を聴取し、任意回答を得た内容を総合的に判断して記載したものである。児童虐待事案対応業務は、警察官の聴取に応じて任意回答した内容の秘密を厳守することを当然の前提に関係者から必要な情報を得ているものであり、これらの情報が開示されると、秘密厳守を前提に聴取した関係者の警察に対する信頼が失われ正確な情報収集が困難となるほか、児童虐待対応方針等が明らかとなり、その結果、関係者が供述を変更するなど児童虐待対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第6号に該当することは明らかである。

c 以上のとおり、本件文書2及び本件文書4の「児童の被害程度」欄、「加害者の性格・行状等」欄、「過去の通報回数」欄、及び「DVに係る心理的虐待の場合」欄を不開示とした決定に誤りはない。

なお、本件文書2の「児相からの連絡先」欄の電話番号は、開示

請求者以外の個人に関する情報を誤って記載しており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号の規定により、不開示としたものである。

(オ) 条例第17条第6号該当の妥当性

本件文書1の担当者の官職氏名欄の内線番号

本件文書3の担当者の官職氏名欄の内線番号

条例第17条第6号の趣旨は、前記(ウ)に述べたとおりである。

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

よって、条例第17条第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分に対する審査請求の理由において、「対応した警察官が、明らかに虐待を誤認した情報を記載している。誤認の通告により当該児童の人生が大きく狂わされたことを重要視し、再発防止のための資料として、黒塗り部分の開示を求める。」等と主張しているが、それらは本件開示請求に係る文書特定や本件決定の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考える。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり本件文書に記録された個人情報をも特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定の不開示部分の開示を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

実施機関に確認したところ、本件審査請求を受けた後、あらためて保有する文書の探索を行って、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないとのことであった。

審議会としては、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個

人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 不開示情報について

ア 児童通告書の不開示部分について

(ア) 児童通告書について

本件文書1及び本件文書3は、審査請求人による110番通報を端緒に、〇〇警察署が、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したとして、本件児童相談所に通告した際に作成した、児童通告書の決裁文書であると認められる。

本件文書1は平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの通告に係るものであり、本件文書3は令和〇〇年〇〇月〇〇日付けの通告に係るものである。

(イ) 決裁欄の係長以下の印影等について

a 実施機関は、本件文書1及び本件文書3で不開示とした情報のうち、決裁欄の係長以下の印影、決裁欄外の印影及び「担当者の官職氏名」欄の氏名について、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 審議会で見分したところ、当該情報は、警察職員の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該警察職員の氏名は、警察職員規則第1号で定める警察官の氏名であることから、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) 「担当者の官職氏名」欄の内線番号について

a 実施機関は、本件文書1及び本件文書3で不開示とした情報のうち、「担当者の官職氏名」欄の内線番号について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 当該情報は、一般に公表されていない警察電話の内線番号であり、

機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、当該情報が開示されることにより警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

イ 児童通告連絡票の不開示部分について

(ア) 児童通告連絡票について

本件文書2及び本件文書4は、本件文書1及び本件文書3の通告に係る事案において、児童相談所との更なる情報共有や連携強化を図るために作成された児童通告連絡票の決裁文書であり、警察職員が作成時までに得た情報を基に作成されたものと認められる。

(イ) 決裁欄の係長以下の印影等について

本件文書2及び本件文書4で不開示とした情報のうち、決裁欄の係長以下の印影及び決裁欄外の印影については、前記ア(イ)で述べた理由から、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) 「被害届(事件化)の有無」欄の記載内容について

a 実施機関は、本件文書2及び本件文書4で不開示とした情報のうち、「被害届(事件化)の有無」欄の記載内容については、条例第17条第2号、第4号及び第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、まず、同条第6号該当性について、検討する。

b 実施機関に確認したところ、事件化とは、刑事事件として警察が取り扱うようになったことをいうとのことであった。

審議会で見分したところ、当該欄には、児童通告書に係る児童虐待事案について、被害届の提出があったか否か、又は、当該事案が事件化されたか否かが記載されていると認められる。

そして、被害届は第三者が提出することもあり、事件化は第三者の通報に基づいてされることもあるところ、当該第三者は、通常、被害届を提出したことや通報したことを秘匿したいものであり、当該欄を開示すると、審査請求人に第三者による被害届の提出や通報の存在が推知されてしまうことをおそれて、今後、児童虐待を発見した第三者が、被害届の提出や通報をためらう可能性があり、そうすると、その結果、警察による児童虐待の発見が困難となり、児童通告業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号に該当し、同条第2号及び第4号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

(エ) 「児童の被害程度」欄等の記載内容について

a 実施機関は、本件文書2及び本件文書4で不開示とした情報のうち、「児童の被害程度」欄及び「加害者の性格・行状等」欄の記載内容については、条例第17条第2号及び第6号に該当して、それぞれ不開示が相当であると主張するので、まず、同条第6号該当性について、検討する。

b 審議会で見分したところ、当該欄には、警察官が現場で認めた情報や、関係者等から収集した情報に、警察官の判断を加味したものが記載されていると認められる。

これらの情報を開示すると、審査請求人に第三者の関与が推知されてしまうことをおそれて、第三者が警察に対して情報を寄せることをためらう可能性があり、そうすると、その結果、警察による正確かつ広範な情報の収集が困難となり、児童通告業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号に該当し、同条第2号の該当性を検討するまでもなく、それぞれ不開示が相当である。

(オ) 「過去の通報回数」欄の記載内容について

a 実施機関は、本件文書2及び本件文書4で不開示とした情報のうち、「過去の通報回数」欄の記載内容について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、まず、同条第6号該当性について、検討する。

b 審議会で見分したところ、当該欄には、児童通告書に係る児童について、過去に警察に対して行われた通報の回数が記載されていると認められる。

警察に対して通報を行う者は、通常、通報したことを秘匿したいものであるところ、当該欄を開示すると、審査請求人に第三者の通報の存在が推知されてしまうことをおそれて、今後、通報すべき事態を発見した第三者が通報をためらう可能性があり、そうすると、その結果、警察による児童虐待の発見が困難となり、児童通告業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号に該当し、同条第2号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

(カ) 「児相からの連絡先」欄内の「電話」欄の記載内容について

a 実施機関は、本件文書2で不開示とした情報のうち、「児相からの連絡先」欄内の「電話」欄の記載内容について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、まず、同条第2号該当性について、検討する。

- b 審議会で見分したところ、当該欄には、審査請求人以外の個人に関する情報が誤って記載されており、当該情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であると認められることから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

したがって、当該情報は条例第17条第2号に該当し、同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

(キ)「その他参考情報」欄の記載内容について

- a 実施機関は、本件文書2で不開示とした情報のうち、「その他参考情報」欄の記載内容について、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。
- b 審議会で見分したところ、当該欄には、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であると認められることから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

したがって、当該情報は条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ク)「DVに係る心理的虐待の場合」欄の記載内容について

- a 実施機関は、本件文書2及び本件文書4で不開示とした情報のうち、「DVに係る心理的虐待の場合」欄の記載内容について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、まず、同条第2号該当性について、検討する。
- b 審議会で見分したところ、「DVに係る心理的虐待の場合」欄は、「直近のDV被害」欄、長期にわたっている場合の「時期」欄及び「頻度」欄、「DVの被害程度」欄、「児童への直接的被害」欄並びに「児童の状況」欄に分かれており、被害を受けた児童の詳細な状

況が記載されていると認められる。

- c 当該情報は、本件文書1及び本件文書3の通告において被害を受けたとされる児童（以下「本件児童」という。）の被害に関する情報であり、本件文書2及び本件文書4において、本件児童の氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報と認められるため、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該情報は、名前や年齢等の家族構成に関する情報のような、単に審査請求人の子としての情報とは異なり、心理的虐待を受けた本件児童の被害の内容に関する情報であり、虐待を行ったとされる審査請求人が慣行として知ることができる情報とは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ又はニに該当するような特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年7月8日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年8月17日	反論書の写しの受理
令和3年9月27日	審議（令和3年度第5回第2部会）
令和3年10月25日	審議（令和3年度第6回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長